

中小企業投資促進税制の改正点

POINT 経営力向上計画の認定を受けた設備は即時償却か、7%の税額控除。所轄行政庁への申請確認手続き等が必要。

平成29年度の税制改正大綱が発表されたことですが、中小企業経営に関連する主な改正点は何ですか？

平成29年度税制改正大綱が平成28年12月12日に閣議決定され、今年3月下旬に国会で可決される見通しです。

今年度における改正内容として注目されるのは、配偶者控除の給与収入上限が150万円に引き上げられることです。

そのほかに中小企業における投資優遇税制もありますので、今回は、こちらを紹介いたします。

中小企業経営強化税制を創設

今回の改正では、現行制度の中小企業投資促進税制の上乗せ措置の部分を独立させ、「中小企業経営強化税制」として新たに創設されます。

具体的な内容は、青色申告書を提出する中小企業者等で、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたものが、平成29年4月1日から平成31年3月31日の間に一定の設備を取得等して国内にある指定事業の用に供した場

A類型(生産性向上設備)

対象設備	取得価額	販売開始時期	生産性要件
機械装置	単品160万円以上	10年以内	旧モデルに比べて年平均1%以上向上していること ※旧モデルがない場合は不要
測定工具・検査工具	単品30万円以上	5年以内	
器具備品(試験・測定機器、冷凍陳列棚等)	単品30万円以上	6年以内	
建物附属設備(ボイラー、LED照明、空調等)	単品60万円以上	14年以内	なし
ソフトウェア(情報を収集・分析・支持する機能)	単品70万円以上	5年以内	

B類型(収益力強化設備)

対象設備	取得価額	要件
機械装置	単品160万円以上	経済産業大臣の認定を受けた年平均の投資利益率5%以上の投資計画に記載されたもの
工具	単品30万円以上	
器具備品	単品30万円以上	
建物附属設備	単品60万円以上	
ソフトウェア	単品70万円以上	

合には、その設備について、即時償却か、7%の税額控除(資本金3000万円以下は10%の税額控除)の選択適用ができます。税額控除については、その年の法人税額の20%が上限となり、控除しきれない場合は1年間のみ繰越しが可能です。対象資産は表の通りです。

所轄行政庁への申請確認手続き

注意する点は、A類型及びB類型ともに主務大臣から経営力向上計画の認定を受けなければならないことです。認定を受ける主務大臣については業種に応じた窓口が変わります。

B類型については、さらに経済産業大臣の投資計画の認定を対象資産取得前に受けなければなりませんので、この制度を利用する場合には十分に余裕を持って購入計画を組むことが必要となります。

ちなみに、従前の生産性向上設備投資促進税制のB類型申請を当事務所が行った事例では、関東経済産業局に経営者が一度は概要説明に向き、投資計画の確認書の取得まで約1か月を要しました(延べ期間約1.5か月)。

また、昨年度の7月1日より施行されている中小企業等経営強化法に基づく減税制度で固定資産税が3年間1/2に減額される制度があります。今回創設される中小企業経営強化税制の経営力向上計画は、昨年度から施行されてい

回答



長谷川清太税理士事務所 税理士

はせがわ せい た
長谷川清太 さん

る申請様式を踏襲しています。当事務所の事例では、経営力向上計画の認定書が発行されるまで約1か月を要しました。

この制度を利用するには、書類の収集先や申請先が複数にまたがるため若干複雑なものとなっています。整理をしますと、A類型は取得する該当資産のメーカーが所属する工業団体等から証明書を手入れし、主務大臣から経営力向上計画の認定が必要となります。

一方、B類型では経済産業大臣の投資計画の認定と主務大臣の経営力向上計画の認定の二つの手続きが必要となります。

対象となる資産や適用される業種が幅広く利用できることとなりますが、対象資産の取得前や取得後に所轄行政庁への申請確認手続き等が必要となりますので、余裕をもった投資計画が必要となります。